

令和5年度加東市原油価格等高騰経済対策補助金について

1. 対象者

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者
- ※ 農業法人(会社法の会社又は有限会社)、個人農家も中小企業者になります。
- ② 市内の農事組合法人又は集落営農組織
- ※ 農事組合法人及び集落営農組織については、「令和5年度加東市水田農業ビジョン」に農業の担い手として記載されている方に限ります。
- ③ 市内において下記に該当する医療、福祉サービスの事業所又は施設を運営する法人

医療施設	医療法(昭和23年法律第203号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設
介護福祉	介護保険法第8条(平成9年法律第123号)に規定する訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
障害者福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び同法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2第3号に規定する放課後等デイサービスを行う事業所
生活介護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設
保育施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可を得た法第39条第1項に規定する保育所
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に基づく兵庫県知事への届出を行っている施設

※ ①又は③に該当しない場合は、下記の法人は対象になりません。

特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、
学校法人、農業協同組合、生活協同組合、任意団体 等

2. 対象要件

- ① 令和5年3月以前から市内で事業活動を開始し、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではないこと。
- ③ 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- ④ 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行う者ではないこと。
- ⑤ 個人事業者は、補助対象となる事業(営業等・農業)収入が主たる収入であること。
※ 事業収入が、年金・給与・不動産収入等の合計を上回っている必要があります。
※ 個人事業主の事業収入とは、確定申告書第1表の「収入金額等」欄のうち、「事業」欄に記載されるものを意味します。

3. 対象経費

令和5年1月～12月のうち、任意の3ヶ月分の①光熱費と②燃料費

- ① 光熱費・・・市内の事業所で使用される電気・ガスの使用料
- ② 燃料費・・・市内の事業所で使用されるガソリン、灯油、軽油、重油の購入費
※ 光熱費は使用した月を、燃料費は購入した月を対象月とします。
※ 燃料をプリペイドカードで購入した場合、カードを購入した月ではなく、燃料を購入した月を対象月とします。
※ 消費税は除きます(軽油税は含みます。)
※ 3ヶ月は連続する必要はないですが、光熱費と燃料費で別々の月で申請することはできません。
※ 販売目的の購入は対象外です。

4. 補助金額

1事業者当たりの補助上限額 50万円

- ※ 『3. 対象経費』の合計額の20%(千円未満切捨て)の金額を支給します。

5. 必要書類

【共通】

- ① 加東市原油価格等高騰経済対策補助金交付申請書兼請求書(別紙含む)及び誓約書
- ② 補助対象経費の内容及び支払いが確認できるもの
 - ◆ 内容が確認できるもの
例)請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票 等
 - ◆ 支払いが確認できるもの
口座振込の場合 : 振込明細書又は通帳(表紙・記帳箇所)
口座振替の場合 : 通帳(表紙・記帳箇所)
カード払いの場合 : 利用明細書
現金払いの場合 : 領収書(対象月分)
※領収書には、印紙税法に基づく印紙が貼付されていること。
※現金払いで領収書がない(レシートのみ)場合は、出納簿の該当ページも提出ください。
- ③ 令和5年度加東市原油価格等高騰経済対策補助金 提出書類チェックシート

【法人の場合】

④ (a)か(b)のいずれか

(a) 直近の確定申告書(別表一)の写し及び法人事業概況説明書の写し(両面)

※ 確定申告書の写しには、收受日付印が押印されていること。

※ e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」もあわせて提出すること。

※ 令和4年12月以前に開業した場合に提出ください。

(b) 履歴事項全部証明書の写し

※ 発行から3カ月以内であること。

※ 令和5年1月以降に開業した場合に提出ください。

⑤ 法人名義の振込口座の通帳の写し

※ 前年度の原油価格等高騰緊急経済対策補助金を受給され、同じ口座を希望の場合は省略できます。

【個人事業主(青色申告を行っている方)の場合】

④ (a)か(b)のいずれか

(a) 直近の確定申告書(第一表・第二表)の写し及び所得税青色申告書決算書の写し

※ 確定申告書第一表には、收受日付印が押印されていること

※ e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」もあわせて提出すること

※ 令和4年12月以前に開業した場合に提出ください。

(b) 開業届の写し

※ 令和5年1月以降に開業した場合に提出ください。

⑤ 申請者名義の振込口座の通帳の写し

※ 前年度の原油価格等高騰緊急経済対策補助金を受給され、同じ口座を希望の場合は省略できます。

⑥ 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード 等)

【個人事業主(白色申告を行っている方)の場合】

④ (a)か(b)のいずれか

(a) 直近の確定申告書(第一表・第二表)の写し

※ 確定申告書第一表には、收受日付印が押印されていること

※ e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」もあわせて提出すること

※ 令和4年12月以前に開業した場合に提出ください。

(b) 開業届の写し

※ 令和5年1月以降に開業した場合に提出ください。

⑤ 申請者名義の振込口座の通帳の写し

※ 前年度の原油価格等高騰緊急経済対策補助金を受給され、同じ口座を希望の場合は省略できます。

⑥ 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード 等)

【農事組合法人又は集落営農組織の場合(法人又は組織での申告がない)】

④ 代表者名義の振込先口座の通帳の写し

※ 前年度の原油価格等高騰緊急経済対策補助金を受給され、同じ口座を希望の場合は省略できます。

⑤ 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード 等)

6. 申請期間

令和5年8月1日(火) ～ 令和6年1月31日(水)

※ 郵送による申請の場合、当日消印有効です。

7. 申請方法

① 電子申請の場合

申請書等Excelデータおよび必要書類データを送信ください。

提出先： <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1685687343933>

※ Excelデータとは別にデータを添付する場合は、各データのファイル名を簡潔に明記し、zip形式で圧縮してください。

(本Excelデータの書類貼付用シートを加工・活用いただいても問題ありません。)

※ 写真の画像データを添付される場合は、記載内容が確認できるデータを添付ください。
(記載内容が確認できない場合、受付ができません。)

② 郵送による申請の場合

必要書類一式を簡易書留やレターパックなど追跡ができる方法で郵送ください。

郵送先： 〒673-1493

加東市社50番地

『加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局 行』

※ 普通郵便等追跡できない郵便物の不着については、責任は負いかねます。

8. 問い合わせ

加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局

電話番号：0795-27-8230

受付時間：祝日・年始年末を除く、平日の10時から16時まで